

印西市市民公益活動団体登録名簿取扱要綱

平成 30年5月1日
印西市市民活動支援センター指定管理者

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民公益活動団体における団体間の交流促進、市民参加への情報提供及び活動促進を図るため、団体登録に関し必要な事項を定める。

(登録団体)

第2条 印西市市民公益活動団体登録名簿(以下「名簿」という。)に登録できる団体は、代表者を含め3名以上の役員を有し、自主的で営利を目的としない、社会に貢献する活動をしている市民公益活動団体(以下「団体」という。)とする。ただし、選挙、政治、宗教、経済活動及び趣味を目的に活動する団体は除く。

(名簿登録)

第3条 名簿に登録しようとする団体は、印西市市民公益活動団体登録名簿登録申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類(以下「添付書類」という。)を添えて印西市市民活動支援センター指定管理者(以下「指定管理者」という。)に提出しなければならない。

- (1) 団体の定款又は規約等
- (2) 団体の活動内容が分かるもの
- (3) 団体の財政状況が分かるもの
- (4) その他指定管理者が特に必要と認めたもの

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると判断する場合は、第1項の登録を認めないものとする。

- (1) 宗教を主たる目的としている。
- (2) 政治上の主義を主たる目的としている。
- (3) 営利を主たる目的としている。
- (4) 団体の事務所が印西市域にないとき。
- (5) 団体の事業活動域に印西市の市域が含まれないとき。
- (6) 公の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (7) 管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

(登録事項の変更)

第4条 名簿に登録した団体(以下「登録団体」という。)は、登録事項に変更が生じたときは、印西市市民公益活動団体登録事項変更届出書(別記第2号様式) に関する添付書類を添えて、速やかに指定管理者に提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第5条 登録団体は、登録を取り消しようとするときは、印西市市民公益活動団体登録名簿取消申請書(別記第3号様式) を指定管理者に提出しなければならない。

(登録団体の抹消等)

第6条 指定管理者は、登録団体がこの要綱に違反したときは、登録を抹消し又は是正を求めることができる。

(申請書等の保管、利用等)

第7条 第3条及び第4条の申請書又は届出書(以下「申請書等」という。)及び添付書類は、印西市市民活動支援センター(以下「支援センター」という。)に備え置くものとする。

2 申請書等及び添付書類については、支援センターにおいて閲覧させることができるものとする。

(閲覧制限)

第8条 指定管理者は、次の各号いずれかに該当する場合は、申請書等及び添付書類の閲覧を制限することができる。

- (1) 選挙、政治、宗教及び経済活動を目的に利用しようとするとき。
- (2) 申請書等及び添付書類を破損、汚損又は加筆等するおそれがあると認めたとき。
- (3) この要綱の趣旨に反する利用と認めたとき。
- (4) その他申請書等及び添付書類の管理上支障があると認めたとき。

(遵守事項)

第9条 申請書等及び添付書類を閲覧しようとする者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 申請書等及び添付書類は丁寧に扱い、破損、汚損、加筆等をしないこと。
- (2) 登録団体の会員等のプライバシーの保護のため、閲覧した申請書等及び添付書類の利用について十分注意すること。
- (3) 利用後の申請書等及び添付書類は、元の場所に返却すること。

(4) その他係員の指示に従うこと。

(5) 前号に掲げるもののほか、申請書等及び添付書類の管理上、不相当と認められる行為をしないこと。

(保存期間)

第10条 申請書等及び添付書類の保存期間は、受理した日から3年間とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、名簿等の管理に必要な事項は、指定管理者が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

2 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

3 この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

4 この要綱は、平成30年5月1日から施行する。